

「水際対策強化に係る新たな措置」のQ & A（10月28日時点）

【水際措置の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

- 問1 現在の水際措置（日本入国時の検疫措置）の概要を教えてください。
- 問2 水際措置に関する最新情報、関係資料はどこで入手できますか。
- 問3 海外から日本への帰国・入国に当たって注意すべき事項があれば、教えてください。

【新型コロナワクチン接種証明書】・・・・・・・・・・・・・・・・P6

- 問1 有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書の要件は何ですか。
- 問2 自国の接種証明書に生年月日の記載はありませんが、代わりに旅券番号や身分証明書のID番号があれば、有効な接種証明書として認められますか。
- 問3 自国では、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチン（問1のワクチン）「以外」のワクチンが承認されています。その場合、問1のワクチン以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。
- 問4 ヤンセン社製のワクチン及びカンシノ・バイオロジクス社製は、接種回数など、どのような取扱いになりますか。
- 問5 世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチン（問1のワクチン）を接種していますが、接種証明書に記載されているワクチン名やメーカー名が、問1のワクチン名やメーカー名と少し異なっています。有効と認められますか。
- 問5-1 シノファーム／シノバック社製のワクチンを接種していますが、接種証明書上、ワクチン名は「Vero Cell」とのみ記載されています。有効と認められますか。
- 問6 接種しているワクチンは全て同一の種類する必要がありますか。
- 問7 3回のワクチンを異なる国で接種し、それぞれの国で発行された接種証明書を保持している場合、有効な接種証明書の保持者と認められますか。
- 問8 接種証明書に1回目又は2回目の接種情報が無い場合はどうすれば良いですか。
- 問9 接種証明書には、直近の接種情報しか記載が無く、当該接種が3回目接種であることが記載されていない場合はどうすれば良いですか。
- 問10 （有効な接種証明書として認められるために）3回目接種の有効期限はありますか。
- 問10-1 自国の接種証明書には有効期限が設定されています。期限が切れている証明書は有効な接種証明書として認められますか。

問 11 自国の接種証明書には英語の表記がありませんが、どうすれば良いでしょうか。

問 12 電子的に交付された接種証明書は認められますか。二次元コードの提示も認められますか。

問 12-1 接種証明書は原本ではなくコピーでも認められますか。

問 13 日本国内で発行された接種証明書について、「新型コロナウイルス予防接種証明書」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種証」及び「新型コロナワクチン接種記録書」以外の証明書は認められませんか。

問 13-1 日本政府公式の「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」の使用は認められますか。

問 14 民間機関等が発行する接種証明書も認められますか。

問 15 こどももワクチン接種証明書が必要となりますか。

【出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

問 1 入国の際に、「陰性」の検査証明書は必ず必要ですか。

問 1-1 こどもも有効なワクチン接種証明書を保持していない場合、「陰性」の検査証明書が必要ですか。

問 2 厚生労働省の示す参考様式しか認められませんか。

【ファストトラック】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

問 1 「ファストトラック」とは何ですか。

問 2 「ファストトラック」の利用が必要ですか。

問 3 「ファストトラック」は「Visit Japan Web」と「MySOS」のどちらから利用したらよいですか。

【陽性等になった場合の対応】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18

問 1 入国者が、入国時の検疫の検査で陽性が判明した場合には、どのような対応になりますか。

問 2 入国後に陽性又は有症状者になった場合には、どのような対応になりますか。

【水際措置の概要】

問1 現在の水際措置（日本入国時の検疫措置）の概要を教えてください。

（答）

- 1 日本入国時の検疫措置は、全ての帰国者・入国者について、原則として、入国時検査を実施せず、入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等は求めないこととしています。
- 2 ただし、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出が必要です。

有効なワクチン 接種証明書	陰性証明書 (出国前検査)	質問票	入国時検査	入国後の 待機期間
あり	不要	必要	なし	なし
なし	必要			

※上記の措置は、令和4年10月11日午前0時（日本時間）から行うものとします（既に入国済みの者に対しても同時刻から行うものとします。）。

- 3 上記の1にかかわらず、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者については、入国時検査を実施します。入国時検査で陽性となった場合は、検疫所長の指定する宿泊療養施設等で療養が必要です。
- 4 なお、上記の措置については、今後の国内外の感染状況等によって、急遽変更になることがありますので、御注意ください。

【水際措置の概要】

問2 水際措置に関する最新情報、関係資料はどこで入手できますか。

（答）

内閣官房、法務省、外務省及び厚生労働省のホームページで、関連情報、資料を掲載しています。

※厚生労働省：水際対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※外務省：国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

【水際措置の概要】

問3 海外から日本への帰国・入国に当たって注意すべき事項があれば、教えてください。

(答)

- 1 出発時にはご自身で検温し、発熱時や体調不良時は渡航を自粛願います。
- 2 入国に当たっては、場面に応じてマスクを着用(※)する、手指消毒を徹底する、3密(密閉・密集・密接)を避けるといった感染防止策を徹底してください。
※以下のリンク先をご参照ください。
 - ・マスクの着用について(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html
 - ・マスクの着用について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001001641.pdf>
 - ・屋外・屋内でのマスク着用について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000942601.pdf>
 - ・子どものマスク着用について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000942602.pdf>
- 3 日本への入国手続きをスムーズに行うため、Visit Japan Web サービス(※1)から、ファストトラック(※2)をご利用ください。

(※1) Visit Japan Web：デジタル庁が提供する海外からの入国者(海外から帰国する日本人を含む)が検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス。詳細は以下のリンク先を御参照ください。

<https://vjw-lp.digital.go.jp/>

(※2) ファストトラック：海外から日本へ入国する方々に対して空港検疫で実施している手続きを、WEB上で日本入国前に済ませることができるもの。ファストトラックは令和4年11月1日にMySOSからVisit Japan Webへ移行します。詳細は以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

- 4 日本到着時、検疫では、全ての入国者について、質問票の確認、検温モニタリングを実施し、有症状時には検査を行うなどの防疫措置を講じています。到着時、体調が悪い方は、検疫官に自己申告をお願いします。

- 5 到着後の検疫手続等により、あらかじめ手配していた公共交通機関を利用できなかった場合に発生する諸費用等については入国者ご本人の負担となります。検疫業務へのご理解をお願いするとともに、夕方以降に到着される方については空港近隣で一泊するなど、乗り継ぎ便等の手配にあたってはゆとりを持った計画を心がけていただくようお願いします。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問1 有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書の要件は何ですか。

(答)

1 有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書は、以下の①から③までの条件を満たしている必要があります。

① 各国・地域の政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。

② 氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数が（日本語又は英語で）記載されていること。

③ 世界保健機関（WHO）の新型コロナワクチン緊急使用リストに掲載されている以下のワクチンのいずれかを3回接種していることがわかること。

ワクチン名	主なメーカー
コミナティ（Comirnaty）筋注 コミナティ（Comirnaty）RTU 筋注	ファイザー（Pfizer） ビオンテック（BioNTech） 復星医薬（フォースン・ファーマ）
スパイクバックス（Spikevax）筋注	モデルナ（Moderna）
バキスゼブリア（Vaxzevria）筋注	アストラゼネカ（AstraZeneca）
コビシールド（Covishield）	インド血清研究所
ジェコビデン（JCOVDEN）筋注	ヤンセン（Janssen）
コバクシン（COVAXIN）	バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）
ヌバキソビッド（Nuvaxovid）筋注	ノババックス（Novavax）
コボバックス（COVOVAX）	インド血清研究所
Covilo BBIBP-CorV 不活化新型コロナワクチン（ペロ細胞）	シノファーム・北京生物製品研究所
コロナバック（CoronaVac） 新型コロナワクチン（ペロ細胞）不活化	シノバック
コンビディシア（CONVIDECIA）	カンシノ・バイオロジクス

※ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）及びコンビディシア（CONVIDECIA）／カンシノ・バイオロジクス（CanSino Biologics）の場合は、初回接種に限り、1回の接種をもって2回分相当とみなします。

※1～3回目で異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。

- 2 詳細については、以下のサイトで確認してください。
(厚生労働省：【水際対策】 日本政府が定めたワクチン)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

【新型コロナワクチン接種証明書】

問2 自国の接種証明書に生年月日の記載はありませんが、代わりに旅券番号や身分証明書のID番号があれば、有効な接種証明書として認められますか。

(答)

生年月日の代わりに旅券番号又はID番号等が接種証明書に記載されており、所持する旅券又は当該IDカード等によって生年月日の確認が可能であれば、有効な接種証明書として認められます。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問3 自国では、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチン（問1のワクチン）「以外」のワクチンが承認されています。その場合、問1のワクチン以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。

(答)

- 1 認められません。現時点で有効なワクチンと認められるものは、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチン（問1のワクチン）のみです。
- 2 ただし、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンのメーカーからの技術供与等を受けて製造された同じ製品名のワクチンについては認められます。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問4 ヤンセン社製及びカンシノ・バイオロジクス社製のワクチンは、接種回数など、どのような取扱いになりますか。

(答)

「ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注/ヤンセン (Janssen)」及び「コンビディア (CONVIDEGIA) /カンシノ・バイオロジクス (CanSino Biologics)」のワクチンについては、初回接種に限り、1回の接種をもって2回分相当とみなしません。

※例えば、1回目にファイザー社製のワクチンを接種し、2回目にヤンセン社製のワクチンを接種した場合は、ヤンセン社製のワクチン接種1回をもって初回接種完了となり、追加接種(3回目接種)完了とはなりません。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問5 世界保健機関(WHO)の緊急使用リストに掲載されているワクチン(問1のワクチン)を接種していますが、接種証明書に記載されているワクチン名やメーカー名が、問1のワクチン名やメーカー名と少し異なっています。有効と認められますか。

(答)

- 1 世界保健機関(WHO)の緊急使用リストに掲載されているワクチン(問1のワクチン)である場合には、接種証明書に記載されているワクチン名やメーカー名が、問1のワクチン名やメーカー名と完全に一致していなくても、有効と認められます。
- 2 また、世界保健機関(WHO)の緊急使用リストに掲載されているワクチンのメーカーからの技術供与等を受けて製造された同じ製品名のワクチンについても認められます。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問5-1 シノファーム/シノバック社製のワクチンを接種していますが、接種証明書上、ワクチン名は「Vero Cell」とのみ記載されています。有効と認められますか。

(答)

3回目接種が確認でき、その他の必要な要件を満たしていれば有効な証明

書として認められます。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問6 接種しているワクチンは全て同一の種類する必要がありますか。

(答)

異なる種類のワクチンを接種した場合でも、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチン（問1のワクチン）のいずれかのワクチンで、合計の接種回数が3回以上であれば、有効と認められます。

※ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）及びコンビディシア（CONVIDECIA）／カンシノ・バイオロジクス（CanSino Biologics）の場合は、初回接種に限り、1回の接種をもって2回分相当とみなします。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問7 3回のワクチンを異なる国で接種し、それぞれの国で発行された接種証明書を保持している場合、有効な接種証明書の保持者と認められますか。

(答)

それぞれの接種証明書が必要な要件を満たしており、全ての証明書を提示できれば、有効な接種証明書として認められます。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問8 接種証明書に1回目又は2回目の接種情報が無い場合はどうすれば良いですか。

(答)

1 接種証明書に、

- ・ 3回目（ヤンセン社製及びカンシノ・バイオロジクス社製のワクチンの場合は、初回接種に限り、1回の接種をもって2回分相当とみなす。以下同じ。）の接種情報（当該接種が3回目（例えば3／3（ヤンセン社製のワクチンの場合は2／2）のような表示）であること、ワクチンの種類、接種日）が記載されており、
- ・ 別途、ファストトラックの登録や検疫での確認等において、1回目又は2回目に接種したワクチンは、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチン（問1のワクチン）のいずれかであることを確認できれば、

有効と認められます。

2 なお、治癒証明との組み合わせは、有効とは認められません。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問9 接種証明書には、直近の接種情報しか記載が無く、当該接種が3回目接種であることが記載されていない場合はどうすれば良いですか。

(答)

例えば、ワクチン接種履歴や2回目接種時に発行された証明書など、他の証明書等と当該接種証明書を組み合わせることで、3回目のワクチンを接種していることが確認できれば、有効な接種証明書の保持者と認められます。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問10 (有効な接種証明書として認められるために) 3回目接種の有効期限はありますか。

(答)

現時点では、3回目接種の有効期限はありません。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問10-1 自国の接種証明書には有効期限が設定されています。期限が切れている証明書は有効な接種証明書として認められますか。

(答)

3回目接種が確認でき、その他の必要な要件を満たしていれば有効な証明書として認められます。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問11 自国の接種証明書には英語の表記がありませんが、どうすれば良いでしょうか。

(答)

接種証明書の翻訳(日本語又は英語)を事前に作成していただき、接種証明書と併せて提示をお願いします(御自身で作成した翻訳でも構いません。)

【新型コロナワクチン接種証明書】

問 12 電子的に交付された接種証明書は認められますか。二次元コードの提示も認められますか。

(答)

電子的に交付された接種証明書については、アプリ、PDF・画像・写真等表示形式は問わず、接種証明書の内容が確認でき、条件が満たされていれば有効な接種証明書として取り扱われます。また、ファストトラックを利用する場合はEUDCC、ICAO-VDS又はスマートヘルスカードに基づく二次元コードであれば登録が可能です。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問 12-1 接種証明書は原本ではなくコピーでも認められますか。

(答)

接種証明書のコピー(「写し」)で内容の確認ができるのであれば、原本の「写し」でも構いません。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問 13 日本国内で発行された接種証明書について、「新型コロナウイルス予防接種証明書」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種証」及び「新型コロナワクチン接種記録書」以外の証明書は認められませんか。

(答)

- 1 有効と認められる日本国内の接種証明書は、以下のとおりです。
 - ・政府又は地方公共団体発行の新型コロナウイルス予防接種証明書(海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書)
 - ・地方公共団体発行の新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
 - ・職域接種等での医療機関等発行の新型コロナワクチン接種記録書

- 2 上記の他に、例えば、在外日本人一時帰国者に対する接種証明書(外務省発行)、国内治験参加者に対する接種証明書(厚生労働省発行)等も認められません。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問 13-1 日本政府公式の「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」の使用は認められますか。

(答)

- 1 日本政府（デジタル庁）が公式に提供する「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」で発行された新型コロナワクチン接種証明書も、3回以上ワクチンを接種していることが確認できれば、有効な接種証明書として取り扱われます。
- 2 ファストトラックをご利用する場合には、新型コロナワクチン接種証明書アプリの「この証明書を画像として保存」又は「二次元コードを画像で保存」機能を使用して VDS-NC 形式（注）で作成した画像か、氏名、生年月日、接種回数（3回以上）が確認できる画面のスクリーンショットをアップロードしてください。

(注) 海外用の接種証明書の場合、アプリの二次元コードの表示の下で「VDS-NC」が選択されていることを確認して「二次元コードを画像で保存」機能をご使用ください（デフォルトで「VDS-NC」が選択されています）。SHC 形式では二次元コードには回数情報は含まれません。

※新型コロナワクチン接種証明書アプリの使用方法は、デジタル庁の以下サイトをご確認ください。

<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert/>

【新型コロナワクチン接種証明書】

問 14 民間機関等が発行する接種証明書も認められますか。

(答)

認められません。政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であることが必要です。

【新型コロナワクチン接種証明書】

問 15 こどももワクチン接種証明書が必要となりますか。

(答)

- 1 こどもも、有効なワクチン接種証明書を保持している場合は、出国前 72 時間以内の陰性証明書の提出は不要です。

- 2 有効なワクチン接種証明書を保持していない 18 歳未満のこどもについては、有効な接種証明書を保持する同居する親等の監護者が同伴し、当該こどもの行動管理を行っている場合は、特例的に、有効な接種証明書を保持する者として取り扱い、当該監護者と同様の陰性証明書の免除が認められることとなります。

※接種証明書を保持していない 18 歳未満のこどもが単独で（接種証明書を保持する監護者の同伴なしで）入国する場合には、上記の特例は認められません。

【出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書】

問 1 入国の際に、「陰性」の検査証明書は必ず必要ですか。

（答）

- 1 有効なワクチン接種証明書を保持している場合、日本人・外国人を問わず、「出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書」の提出は不要です。
- 2 有効なワクチン接種証明書を保持していない場合は、日本人・外国人を問わず、「出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書」の提出は必要です。
- 3 いずれかの証明書が提出できない場合、原則として日本への上陸が認められないこととなります。

【出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書】

問 1-1 こどもも有効なワクチン接種証明書を保持していない場合、「陰性」の検査証明書が必要ですか。

（答）

- 1 有効なワクチン接種証明書を保持していない 18 歳未満のこどもについては、有効な接種証明書を保持する同居する親等の監護者が同伴し、当該こどもの行動管理を行っている場合は、特例的に、有効な接種証明書を保持する者として取り扱い、当該監護者と同様の陰性証明書の免除が認められることとなります。
※接種証明書を保持していない 18 歳未満のこどもが単独で（接種証明書を保持する監護者の同伴なしで）入国する場合には、上記の特例は認められません。
- 2 同伴する監護者が有効なワクチン接種証明書を保持せず、「陰性」の検査証明書で入国する場合であっても、当該監護者に帯同して入国する未就学（概ね 6 歳未満）のこどもであって、当該監護者が陰性の検査証明書を保持している場合には、こどもが検査証明書を保持していなくてもよいものとする取り扱いとしています。

【出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書】

問 2 厚生労働省の示す参考様式しか認められませんか。

（答）

1 厚生労働省ホームページに掲載している参考様式以外の検査証明書でも、有効な検体、検査方法等「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされていれば、有効と取り扱います。このような任意様式を使用する場合、搭乗手続及び本邦上陸時に検査証明書の確認のために時間がかかることがあるため、入国・帰国者の方には事前審査による「ファストトラック」の利用を強く推奨しています。

2 厚生労働省の示す参考様式も含め、詳細は、以下のサイトを御参照ください。
（厚生労働省：【水際対策】出国前検査証明書）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

【ファストトラック】

問1 「ファストトラック」とは何ですか。

(答)

- 1 海外から日本に入国する前に、WEB上で、あらかじめ検疫手続きを済ませておくことができるものです。
- 2 ファストトラックを利用することで、質問票への回答、ワクチン接種証明書又は出国前72時間以内の検査（陰性）証明書等の確認手続きを入国前に済ませることができます。詳細は、以下のリンク先を御参照ください。
<https://www.hco.mhlw.go.jp/>
- 3 ファストトラックは令和4年11月1日に「MySOS」から「Visit Japan Web」へ移行します。Visit Japan Webについては以下のリンク先を御参照ください。
<https://vjw-lp.digital.go.jp/>

【ファストトラック】

問2 「ファストトラック」の利用が必要ですか。

(答)

- 1 日本到着時、混雑や滞留が生じないようにするためにも、ファストトラックをご利用いただき、質問票への回答、ワクチン接種証明書又は出国前72時間以内の検査（陰性）証明書等の確認手続きを入国前に済ませておいていただくようお願いします。
- 2 詳細は、以下のリンク先を御参照ください。
<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

【ファストトラック】

問3 「ファストトラック」は「Visit Japan Web」と「MySOS」のどちらから利用したらよいですか。

(答)

ファストトラックは令和4年11月1日にMySOSからVisit Japan Webへ移行しますが、一定の移行期間を設けております。入国日やご利用の状況により

異なりますので、詳細は以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

【陽性等になった場合の対応】

問1 入国者が、入国時の検疫の検査で陽性が判明した場合には、どのような対応になりますか。

(答)

検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。

【陽性等になった場合の対応】

問2 入国後に陽性又は有症状者になった場合には、どのような対応になりますか。

(答)

入国後に、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状がある場合には、滞在地の自治体のウェブサイト等をご確認いただき、案内に従ってください。また、相談窓口に連絡する場合は、自治体等からの案内や指示に従ってください。

○都道府県の受診・相談センターの連絡先

以下のサイトに各都道府県が公表している、新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先をまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

○都道府県の外国人用の相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口

【電話番号】0120-565-653

【開設時間・対応言語】土日祝日を含む毎日。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00～21:00、タイ語：9:00～18:00、ベトナム語：10:00～19:00